

平成28年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題 (時間 1 時間40分)

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第1問の輸出統計品目表、第2問の実行関税率表は別冊に掲載されております。
- 5 第3問から第7問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選択式・計算式】 —— 第1問5点 第2問15点 ——

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、繊維製品の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき統計品目番号を、別冊の「輸出統計品目表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 統計品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 統計品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを一括して一欄にまとめる。
なお、この場合に入力すべき統計品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 輸出申告事項登録は、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 別紙1の仕入書に記載されている品目は、すべて輸出統計品目表の第11部に該当するものであり、次の部注及び号注の規定に従いその所属が決定される紡織用繊維のみからなる物品とみなす。

第11部の注及び号注（抜すい）

- 注2 (A) 第50類から第55類まで、第58.09項又は第59.02項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。
- (B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) (省略)
 - (b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

(c) (省略)

(d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

号注 2 (A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第50類から第55類までの物品及び第58.09項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

5 別紙1の仕入書に記載されている物品の原材料である紡織用繊維の構成割合は重量の割合であり、各紡織用繊維の輸出統計品目表における所属する類は以下のとおり。

第50類	絹 (silk)
第51類	羊毛 (wool)、繊獣毛 (fine animal hair)、カシミヤ毛 (Kashmir goats hair)
第52類	綿 (cotton)
第53類	亜麻繊維 (flax fibres)
第54類又は第55類	合成繊維 (synthetic fibres)、人造繊維 (man-made fibres)

6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。

7 申告年月日は、平成28年10月1日とする。

① 6110110005	② 6110120004	③ 6110190004
④ 611019000X	⑤ 6110300000	⑥ 6110900003
⑦ 611090000X	⑧ 6204510001	⑨ 6204520000
⑩ 6204530006	⑪ 6204590000	⑫ 6303910001
⑬ 630391000X	⑭ 6303920000	⑮ 630392000X

別紙 1

INVOICE

Seller

ABC Trading Co., Ltd.
1-1, kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-160150 Sep. 9th, 2016

Reference No. FRB-154326

Buyer XYZ Corp. 161st Street and River Avenue, Bronx, New York 10451		Country of Origin Japan		
		L/C No. NYIB-0929	Date Aug. 29th, 2016	
Vessel Taiyo Maru	On or about Oct. 5th, 2016	Issuing Bank New York International Bank		
From Tokyo, Japan	Via			
To New York, U.S.A.		Other Payment Terms		
Marks and Nos. XYZ NEW YORK MADE IN JAPAN	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit	per Unit	US\$
	Knitted cardigans made of 50% of wool and 50% of man-made fibres	70	68.00	4,760.00
	Knitted cardigans made of 30% of wool, 25% of Kashmir goats hair and 45% of man-made fibres	150	110.00	16,500.00
	Knitted cardigans made of 100% of flax fibres	30	64.50	1,935.00
	Woven skirts made of 50% of wool, 30% of cotton and 20% of synthetic fibres	150	37.00	5,550.00
	Woven skirts made of 25% of wool, 25% of fine animal hair, 40% of synthetic fibres and 10% of cotton	200	45.40	9,080.00
	Woven skirts made of 100% silk	200	129.50	25,900.00
	Woven curtains made of 50% of cotton and 50% of synthetic fibres	50	22.00	1,100.00
Total : FOB TOKYO				US\$ 64,825.00
Total : 100 Cartons				
N/W : 472 kgs				
G/W : 680 kgs				
ABC Trading Co., Ltd.				
(Signature)				

別紙 2

輸出申告事項登録（大額）		入力特定番号	
共通部 繰返部			
		申告等番号	
大額・少額識別	L	申告等種別	E
申告先種別		貨物識別	
あて先官署		あて先部門	
		申告予定年月日	
輸出者	99999 ABC TRADING CO., LTD		
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1		
電話			
申告予定者			
蔵置場所			
貨物個数	100	CT	貨物重量 680 KGM
貨物容積			
貨物の記号等			
最終仕向地	USNYC		船（機）籍符号
積出港	JPTYO		貿易形態別符号
積載予定船舶		TAIYO MARU	出港予定年月日 20161005
インボイス番号	A	ABC-160150	20160909
インボイス価格	FOB	USD	64,825.00 A

輸出申告事項登録（大額）

入力特定番号

共通部

繰返部

< 1 欄 > 統計品目番号 (a) 品名

数量 (1) 数量 (2)

BPR按分係数 BPR通貨コード

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

< 2 欄 > 統計品目番号 (b) 品名

数量 (1) 数量 (2)

BPR按分係数 BPR通貨コード

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

< 3 欄 > 統計品目番号 (c) 品名

数量 (1) 数量 (2)

BPR按分係数 BPR通貨コード

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

< 4 欄 > 統計品目番号 (d) 品名

数量 (1) 数量 (2)

BPR按分係数 BPR通貨コード

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

< 5 欄 > 統計品目番号 (e) 品名

数量 (1) 数量 (2)

BPR按分係数 BPR通貨コード

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成28. 9. 11 ～ 平成28. 9. 17	¥103.00
平成28. 9. 18 ～ 平成28. 9. 24	¥105.00
平成28. 9. 25 ～ 平成28. 10. 1	¥106.00
平成28. 10. 2 ～ 平成28. 10. 8	¥107.00

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、ベトナムにおいて加工された水産物を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目番号を、別冊の「実行関税率表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、輸入割当品目に該当する物品以外のものについては、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを一括して一欄にまとめ、この場合に入力すべき品目番号は、一欄にまとめた品目のうち関税率の最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号欄（(a)～(e)）には、申告価格（上記1によりまとめたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記8から10までの事項により申告価格に算入すべきものの額（米ドル建価格の場合は、本邦通貨に換算した後の額）を加算した額を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙1の仕入書に記載された水産物加工品については、基本税率、暫定税率又はWTO協定税率のいずれかの税率を適用するものとする。
- 7 別紙1の仕入書に記載された「Frozen Prepared Aji-Fry」は、アジが最大重量を占めており、その含有量が全重量の20%を超えるものである。
- 8 本邦所在の輸入者（HIJ Co., Ltd.）（買手）は、ベトナム所在の加工業者である輸出者（ABC COMPANY）（売手）との間で水産物に係る委託加工契約を結んでいる。当該委託加工に用いる原料である水産物は、米国の領海で採捕された

水産物をH I J 社が米国において調達し、A B C 社に対し無償で提供している。

当該委託加工契約においては、水産物の加工費用及び加工により得られた水産物加工品に係るA B C 社の加工工場から本邦までの運賃、保険料その他運送に関連する費用を含む単価（水産物加工品の重量に対する単価）が取り決められており、A B C 社からH I J 社への仕入書においては、それらの単価及び輸入される水産物加工品の重量が記載されている。

- 9 各水産物加工品に使用された水産物の原料単価（A B C 社の加工工場までの運送に要する費用を含む。）、歩留まり率（注）及び輸入割当品目の該非については以下のとおりとする。

当該歩留まり率は、各生体及び水産物の個体差を考慮し、平均歩留まり率としており、輸入される水産物加工品に用いられる原材料の重量は、当該歩留まり率を用いて算出するものとする。

	加工品名	原料単価	平均歩留まり率	輸入割当品目の該非
1	Frozen Peeled Head-Less Shrimp	US\$ 8.5/kg	35%	非該当
2	Frozen Cod Fillet	US\$ 6.0/kg	40%	該当
3	Frozen Prepared Aji-Fry	US\$ 3.0/kg	42%	非該当
4	Frozen Squid	US\$ 2.8/kg	40%	該当
5	Frozen Octopus	US\$ 6.4/kg	45%	非該当
6	Frozen Swimming Crab	US\$ 1.5/kg	25%	非該当

（注）歩留まり率とは、加工に用いられる原材料の重量に対する、加工により得られる水産物加工品の重量の割合をいう。

- 10 H I J 社は、A B C 社による水産物の加工作業を指導するための技術者を本邦所在のD E F 社に委託して派遣しており、その派遣のための費用として、輸入される水産物加工品の重量1 kgあたり10円をD E F 社に支払うものとする。
- 11 輸入される水産物加工品が輸入割当品目に該当する場合には、主務官庁による輸入割当証明書を取得しているものとする。
- 12 申告年月日は、平成28年10月5日とする。

① 0304710000	② 0304791001	③ 0304951905
④ 0306140306	⑤ 0306162006	⑥ 030616200X
⑦ 030617200X	⑧ 0307491903	⑨ 0307591001
⑩ 0307592003	⑪ 1604190906	⑫ 160419090X
⑬ 1605100291	⑭ 1605540996	⑮ 1605550903

別紙 1

INVOICE
(PROCESSING FEE)

Seller

ABC COMPANY
32-30, BEN THANH,
HOCHIMINH CITY, VIETNUM

Invoice No. and Date

XYZ-0902 Sep. 10th, 2016

Reference No. ABC-001

Buyer HIJ Co., Ltd. HIGASHI 2-3, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN		Country of Origin VIETNUM		
		L/C No. LCST-10099	Date Sep. 3rd, 2016	
Vessel Nihon Maru	On or about Sep. 11th, 2016	Issuing Bank VIETNUM BANK		
From HOCHIMINH CITY, VIETNUM	Via			
To TOKYO, JAPAN		Payment Terms		
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit Kgs	per Kgs	CIF US\$
HIJ				
TOKYO	Frozen Peeled Head-Less Shrimp (Not Prepared, For Sushineta) (<i>Pandalus spp.</i>)	35	2.50	87.50
(Processing in VIETNUM)	Frozen Cod Fillet (Not Prepared) (<i>Gadus macrocephalus</i>)	1,000	3.00	3,000.00
RAWMATERIAL	Frozen Prepared Aji-Fry (Prepared Aji-Hiraki With Panko)	84	3.00	252.00
FROM U.S.A	Frozen Squid (Not Prepared, For Sushineta) (<i>Loligo spp.</i>)	60	2.00	120.00
	Frozen Octopus (Boiled In Water, Prepared, Not In Airtight Containers)	1,350	2.40	3,240.00
	Frozen Swimming Crab (Boiled In Water, With Shell) (<i>Portunus spp.</i>)	300	3.20	960.00
Total : CIF TOKYO (Processing Fee)				US\$ 7,659.50
Total : 450 CTNS				
N/W : 2,829 kgs				
G/W : 3,500 kgs				
ABC COMPANY				
(Signature)				

輸入申告事項登録（輸入申告）

共通部

繰返部

申告番号 

大額／少額

申告等種別

申告先種別 貨物識別 識別符号 あて先官署 あて先部門 申告等予定年月日 輸入者 

住所

電話 蔵置場所 一括申告 申告等予定者 

B/L番号

1 2 3 4 5 

貨物個数

貨物重量(グロス)

貨物の記号等

積載船(機) 入港年月日 

船(取)卸港

積出地

貿易形態別符号 コンテナ本数 仕入書識別 電子仕入書受付番号 

仕入書番号

仕入書価格



輸入申告事項登録（輸入申告）

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号 (a) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (f) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<02欄> 品目番号 (b) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (g) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<03欄> 品目番号 (c) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (h) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<04欄> 品目番号 (d) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (i) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<05欄> 品目番号 (e) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (j) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成28. 9. 11 ～ 平成28. 9. 17	¥103.00
平成28. 9. 18 ～ 平成28. 9. 24	¥105.00
平成28. 9. 25 ～ 平成28. 10. 1	¥106.00
平成28. 10. 2 ～ 平成28. 10. 8	¥107.00

【選 択 式】 —— 各問題 2 点 ——

第3問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 延滞税の計算の基礎となる関税が、重加算税が課されたものである場合に該当するときは、関税法第12条第10項（延滞税）の規定による延滞税の期間計算の特例の適用を受けることができる。
- 2 本邦と外国との間を往来する航空機に積まれていた外国貨物である機用品で、当該航空機で外国貨物として使用しないこととなったものを輸入する場合の当該機用品に対する関税の額は、申告納税方式により確定する。
- 3 申告納税方式が適用される郵便物を輸入しようとする者は、当該郵便物に課される関税が無税であっても、税関長に対し、当該郵便物に係る関税の納付に関する申告を行わなければならない。
- 4 外国の通貨は、関税の担保として税関長に提供することができる。
- 5 先にした修正申告により納付すべき税額に不足額がある場合には、当該修正申告について更正があるまでは、当該修正申告に係る課税標準又は納付すべき税額を修正する申告をすることができる。

第4問 次の記述は、スイートコーンの分類に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の課税率表（抜すい）を参考にし、正しいものをすべてを選び、その番号をマークしなさい。

これらのスイートコーンはいずれも、問題文に記載された以外の処理はされていないものとする。

- 1 水煮し、冷凍した粒状のスイートコーンは、冷凍野菜として第07.10項に属する。
- 2 天日乾燥した後に、第11.02項に定める穀粉の形状にしたスイートコーンは、乾燥野菜として第07.12項に属する。
- 3 凍結乾燥した全形のスイートコーンは、乾燥野菜として第07.12項に属する。
- 4 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは、その他の加工穀物として第11.04項に属する。
- 5 そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは、一時的な保存に適する処理をした野菜として第07.11項に属する。

関税率表（抜すい）

第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

部注

注2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

第7類 食用の野菜、根及び塊茎

類注

注2 第07.09項から第07.12項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちゃ、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。

注3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(b) 第11.02項から第11.04項までに定める形状のスイートコーン

第07.09項	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
第07.10項	冷凍野菜（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
第07.11項	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
第07.12項	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）

第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第11.02項	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
第11.03項	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット
第11.04項	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）

第5問 次の物品について、関税率表の適用上の所属を決定するにあたり、適用する関税率表の解釈に関する通則の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

クリーンルーム清掃用の綿棒（長さ13cm、直径3mm）で、ポリプロピレン製の柄（第39類）の一方の端に二層のポリエステル製編物が熱圧着により取り付けられている。本品は紡織用繊維の編物の製品として第6307.90号に分類されるものである。

選択肢	通則	
1	通則 1	部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
2	通則 3 (b)	混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
3	通則 3 (c)	(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
4	通則 4	前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。
5	通則 6	この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

第6問 次の記述は、関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税制度に係る原産地認定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特惠受益国ではないA国において生まれ、かつ、成育した鳥が特惠受益国であるB国において産卵した卵は、B国の原産品である。
- 2 特惠受益国であるB国の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された魚は、B国の原産品である。
- 3 関税率表第61類から第63類までに該当する衣類が原産品であるか否かを決定するに当たり、衣類の生産に使用された原料又は材料であって同表第50類から第63類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。
- 4 特惠受益国ではないA国において生産されたオレンジジュースであって、特惠受益国であるB国において瓶詰めされたものは、B国の原産品である。
- 5 特惠受益国であるB国において、本邦から輸出された材料を使用して生産された物品の原産地認定に当たり、当該物品の関税率表の適用上の所属区分に関わらず、当該材料をB国の原産材料とみなすこととされている。

第7問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるため、輸出者、生産者若しくは輸入者自らが作成するオーストラリア協定原産品申告書又は締約国原産地証明書を税関長に提出することができる。
- 2 課税価格の総額が20万円以下の貨物については、オーストラリア協定に基づく締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書及び運送要件証明書のいずれも税関長に提出する必要はない。
- 3 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する場合は、併せて、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を必ず提出しなければならない。
- 4 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるため、税関より、オーストラリア原産品であるとの事前照会に対する文書回答の交付を受けた場合には、オーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する必要はない。
- 5 オーストラリア原産品申告書を作成した輸入者は、当該原産品申告書をその作成した日から10年間保存しなければならない。

【計 算 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 8 問 下表に掲げる 2 品目について、一の輸入（納税）申告書で申告し許可を受けたが、許可後において、下表のとおり課税標準額及び適用税率が誤っていることが判明し、修正申告をすることとなった。当該修正申告により納付すべき関税額を計算し、その額をマークしなさい。

品名	当初申告		修正申告	
	課税標準額	適用税率	課税標準額	適用税率
A	99,520円	9.6%	255,700円	10.5%
B	1,288,010円	13.4%	1,432,900円	23.8%

第 9 問 税関長の承認を受けて総合保税地域に置かれた外国貨物で課税標準となるべき価格が289,500円、課税標準となるべき数量が4,070kgのものを、下表の経緯で輸入する場合に、当該外国貨物について納付すべき関税額を計算し、その額をマークしなさい。なお、当該外国貨物に適用される関税率は下表の「関税率改正の内容」のとおり法令の改正がなされたものとし、その施行日は、平成28年4月1日とする。

輸入（納税） 申告の日	輸入の許可前 における貨物 の引取りの承 認の申請及び その承認の日	輸入許可 の日	関税率改正の内容	
			改正前	改正後
平成28年 3月24日	平成28年 3月28日	平成28年 4月5日	85.7%又は60.90 円/kgのうちいず れか高い税率	78.5%又は53.70 円/kgのうちいず れか高い税率

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、化学薬品を輸入するため、A国の輸出者X（売手）との間で、当該化学薬品に係る売買契約を締結した。
- 2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。
 - イ 単価（C I F 価格）…………… 870円／リットル
 - ロ 契約数量…………… 1,300リットル
 - ハ 100リットルごとに鉄鋼製の容器に収納することとし、その容器はMがXに無償で提供する旨
- 3 Mは、A国のメーカーYに上記2ハの鉄鋼製の容器1つにつき64,000円を支払って購入し、Xに無償で提供した。その提供に際して、Mは、A国の運送業者に運賃として総額5,000円を支払った。
- 4 Mは、Xが契約した海上保険とは別に、自らも輸入貨物の運送に関して海上保険を付保し、本邦の保険会社に保険料100,000円を支払った。
- 5 Mは、輸入貨物が輸入港に到着した後、輸入（納税）申告の前までの間、自己の計算で当該貨物を保税蔵置場において保管し、その保管料として30,000円を本邦の倉庫業者に支払った。
- 6 上記の者のいずれの間にも特殊関係はない。

第11問 次の情報に基づき、輸入者Xが輸入する椅子400脚について、関税定率法第4条の2に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定方法により課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

1 輸入者Xは、A国の生産者Pから無償で椅子400脚を輸入する。

2 上記1の椅子と同種又は類似の輸入貨物に係る取引価格について、次に掲げるものが確認されている。これらはいずれも関税定率法第4条第1項を適用して課税価格を計算することができた事例であり、単価については取引数量により変わらないものであり、保険は付保されていない。

イ 輸入者YがPから同種の貨物600脚を輸入した時の当該貨物の取引価格（C F R 価格）…………… 4,000円／脚

ロ XがA国の生産者Qから類似の貨物600脚を輸入した時の当該貨物の取引価格（C F R 価格）…………… 3,000円／脚

ハ XがA国の生産者Rから同種の貨物500脚を輸入した時の当該貨物の取引価格（C F R 価格）…………… 3,500円／脚

ニ 輸入者ZがPから同種の貨物600脚を輸入した時の当該貨物の取引価格（C F R 価格）…………… 5,000円／脚

3 Xは、輸入貨物のA国から本邦までの運送に係る保険料として、50,000円を保険会社に支払った。ただし、当該輸入貨物について損害がなかったことから、当該保険料に係る契約に基づき、25,000円が払い戻されることとなった。

第12問 次の情報に基づき、輸入者Mが輸出者Xから1回目に輸入する置時計1,000個に係る課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 輸入者Mは、輸出者Xから5,000個の置時計を購入し、輸入する契約を締結した。置時計の契約価格は、C I F 価格で1個当たり1,800円である。
- 2 当該契約において、輸入は1,000個ずつ5回に分けて行われることとされている。
- 3 Mは、当該契約に際して、Xが所有する置時計に係る特許権の使用許諾を受けるため、一時金800,000円を支払っている。また、この一時金とは別に、置時計の契約価格には置時計1個当たり100円の特許権使用料が含まれている。
- 4 Mは、置時計に贈答用の特殊な飾り付けを行うことをXに依頼しており、そのための費用として、置時計1個当たり500円を置時計の代金とは別にXに支払う。
- 5 課税価格に算入すべき費用は、置時計5,000個に対して均等に配分する。
- 6 MとXとの間には、特殊関係はない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合は、当該輸出の許可の取消し後に、改めて輸出申告を行わなければならない。
- 2 保税地域に置かれた外国貨物に関税法第40条（貨物の取扱い）の規定により簡単な加工を施した場合は、当該外国貨物を当該保税地域から本邦に引き取った後でなければ、輸出することができない。
- 3 貨物の価格が1万円以下のものについては、輸出申告することなく輸出することができる。
- 4 特定輸出申告に係る貨物については、保税地域に入れることなく輸出の許可を受けることができる。
- 5 仮に陸揚げされた貨物を外国に送り出す場合には、関税法第70条（証明又は確認）の規定は適用されない。

第14問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。
一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、
「0」をマークしなさい。

- 1 関税定率法第8条（不当廉売関税）の規定による不当廉売関税が課される貨物については、同法別表の税率による関税は課されない。
- 2 修正申告書が郵便又は信書便により税関長に提出された場合に、その郵便物又は信書便物の通信日付印が明瞭に表示されているときは、当該通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなされる。
- 3 保税工場における保税作業に外国貨物と内国貨物とを使用した場合において、これによってできた製品を当該保税工場から本邦に引き取るときは、関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告をすることを要しない。
- 4 関税暫定措置法第8条の2第1項（特惠関税等）の規定による特惠関税の適用を受ける貨物を輸入しようとする者は、当該貨物についての輸入申告に際し、原産地証明書及び当該貨物の原産地が記載された仕入書を税関長に提出しなければならない。
- 5 課税標準となるべき価格が20万円以下の郵便物を輸入しようとする者は、関税法第76条第3項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により当該郵便物が税関長に提示された後は、輸入申告を行う旨の申し出を行うことはできない。

第15問 次の記述は、物品の品目分類に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の関税率表（抜すい）を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 生鮮の豚肉を挽いて、他の成分を加えずに羊の腸（ケーシング）に詰めたものは、第16.01項に属する。
- 2 骨を除いた鶏肉を切り刻むことなくソーセージの形に成形し、加熱調理したものは、第16.01項に属する。
- 3 全重量に対し牛肉60%、玉ねぎ25%、卵10%、パン粉5%から成るミートボールを加熱調理したものは、第16.02項に属する。
- 4 全重量に対し豚肉20%、牛肉25%、キャベツ40%、にんにく5%、しょうが5%、調味料5%から成るものを詰めた餃子は、第16.02項に属する。
- 5 全重量に対しすけそうだらのすり身60%、でん粉30%、調味料10%から成るものを羊の腸（ケーシング）に詰めたものは、第16.01に属する。

関税率表（抜すい）

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
類注

注2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

第16.01項	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
第16.02項	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

第19.02項	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰める又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）
---------	--

第16問 次の糸は、その関税率表の所属区分が第51.09項（羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。））に該当するものであるが、これらの糸のうち、第5109.10号に該当しないものはどれか。以下の表を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、第5109.10号に該当しない糸がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 羊毛の重量が全重量の50%及び繊獣毛の重量が全重量の50%からなる小売用にした糸
- 2 羊毛の重量が全重量の80%を含有し、繊獣毛を含有しない小売用にした糸
- 3 羊毛の重量が全重量の40%及び繊獣毛の重量が全重量の45%を含有する小売用にした糸
- 4 繊獣毛の重量が全重量の80%及び羊毛の重量が全重量の5%を含有する小売用にした糸
- 5 繊獣毛の重量が全重量の90%を含有し、羊毛を含有しない小売用にした糸

番号	品名
51.09	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）
5109.10	ー羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の85%以上のもの
5109.90	ーその他のもの

第17問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（以下「モンゴル協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 モンゴル協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする者は、モンゴル協定に基づく原産品である旨を記載し、かつ、輸出国の権限である機関によって認定された輸出者が署名した仕入書による原産地申告を税関長に行うことができる。
- 2 モンゴル協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給の日から9月以上を経過したものであってはならない。
- 3 モンゴルから第三国を経由して本邦へ向けて運送されたモンゴル協定に基づく原産品とされる貨物については、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかった場合にのみ、当該協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けることができる。
- 4 モンゴル協定に基づく締約国原産地証明書は、輸入申告の際に提出が必要とされているが、関税法第43条の3第1項（外国貨物を置くことの承認）の申請の際には、その提出は要しない。
- 5 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取ろうとする貨物に係るモンゴル協定に基づく締約国原産地証明書については、当該承認に係る申請書の提出に併せて提出しなければならない。

平成28年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題 (別 冊)

注 意 事 項

この別冊には、「通関書類の作成要領その他通関手続の実務試験問題」における第1問の輸出統計品目表（抜すい）及び第2問の実行関税率表（抜すい）を掲載しています。

第1問 輸出申告

輸出統計品目表（抜すい）

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） Chapter 61 Articles of apparel and clothing accessories, knitted or crocheted

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
61.10			ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			Jerseys, pullovers, cardigans, waistcoats and similar articles, knitted or crocheted:	
			－羊毛製又は繊獣毛製のもの			－ Of wool or fine animal hair:	
6110.11	000	5	－羊毛製のもの	NO	KG	－ Of wool	質 1-11
6110.12	000	4	－カシミア毛製のもの	NO	KG	－ Of Kashmir (cashmere) goats	〃
6110.19	000	4	－その他のもの	NO	KG	－ Other	質 1-11、Ⅱ-36、Ⅱ-37、島
6110.20	000	3	－綿製のもの	NO	KG	－ Of cotton	質 1-11
6110.30	000	0	－人造繊維製のもの	NO	KG	－ Of man-made fibres	〃
6110.90	000	3	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	－ Of other textile materials	質 1-11、Ⅱ-36、Ⅱ-37、島

第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） Chapter 62 Articles of apparel and clothing accessories, not knitted or crocheted

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
62.04			女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）			Women's or girls' suits, ensembles, jackets, blazers, dresses, skirts, divided skirts, trousers, bib and brace overalls, breeches and shorts (other than swimwear):	
			－スカート及びキュロットスカート			－ Skirts and divided skirts:	
6204.51	000	1	－羊毛製又は繊獣毛製のもの	NO	KG	－ Of wool or fine animal hair	〃
6204.52	000	0	－綿製のもの	NO	KG	－ Of cotton	
6204.53	000	6	－合成繊維製のもの	NO	KG	－ Of synthetic fibres	
6204.59	000	0	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	－ Of other textile materials	

第63類 繊維用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、 Chapter 63 Other made up textile articles; sets; worn clothing and worn textile articles; rags
 繊維用繊維の中古の物品及びばろ

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
63.03			カーテン（ドレープを含む。）、室内用 ブラインド、カーテンバランス及び ベッドバランス			Curtains (including drapes) and interior blinds; curtain or bed valances:	
			－メリヤス編み又はクロセ編みのもの			－Knitted or crocheted:	
6303.12	000	3	－合成繊維製のもの	DZ	KG	－Of synthetic fibres	
6303.19	000	3	－その他の繊維用繊維製のもの	DZ	KG	－Of other textile materials	々
			－その他のもの			－Other:	
6303.91	000	1	－綿製のもの	DZ	KG	－Of cotton	
6303.92	000	0	－合成繊維製のもの	DZ	KG	－Of synthetic fibres	
6303.99	000	0	－その他の繊維用繊維製のもの	DZ	KG	－Of other textile materials	々

第2問 輸入（納税）申告

実行関税率表（抜すい）

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 Chapter 3 Fish and crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.04			魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）						Fish fillets and other fish meat (whether or not minced), fresh, chilled or frozen:
			魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）						Frozen fillets of fish of the families <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Monidae</i> and <i>Muraenolepididae</i> :
0304.71	000	0	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	10%				KG	Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>)
0304.72	000	6	ハドック（メラノグラムス・アイグレイヌス）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Haddock (<i>Melanogrammus aeglefinus</i>)
0304.73	000	5	コールフィッシュ（ボルラキウス・ヴィレンス）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Coalfish (<i>Pollachius virens</i>)
0304.74			ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）						Hake (<i>Merluccius spp.</i> , <i>Urophycis spp.</i>):
	100	6	1 メルルシウス属のもの	10%				KG	1 Of <i>Merluccius spp.</i>
	200	1	2 ウロフュキス属のもの	5%	3.5%	×無税 Free		KG	2 Of <i>Urophycis spp.</i>
0304.75	000	3	すけそうだら（テラグラ・カルコグラマ）	10%				KG	Alaska Pollack (<i>Theragra chalcogramma</i>)
0304.79			その他のもの						Other:
	100	1	1 たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）	10%				KG	1 Tara (<i>Gadus spp.</i> and <i>Theragra spp.</i>)
	200	3	2 その他のもの	5%	3.5%	×無税 Free		KG	2 Other
			その他のもの（冷凍したものに限る。）						Other, frozen:
0304.91	000	1	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Swordfish (<i>Xiphias gladius</i>)
0304.92	000	0	めろ（ディソスティクス属のもの）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Toothfish (<i>Dissostichus spp.</i>)
0304.93	000	6	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ビケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アンギルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Tilapias (<i>Oreochromis spp.</i>), catfish (<i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i>), carp (<i>Cyprinus carpio</i> , <i>Carassius carassius</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i>), eels (<i>Anguilla spp.</i>), Nile perch (<i>Lates niloticus</i>) and snakeheads (<i>Channa spp.</i>)
0304.94			すけそうだら（テラグラ・カルコグラマ）	10%	6%				Alaska Pollack (<i>Theragra chalcogramma</i>):
	010	1	－すり身				4.2%	KG	Surimi
	090	4	－その他のもの					KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
0304.95			さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけうだら（テラグラ・カルコグラマ）を除く。）						Fish of the families <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Moridae</i> and <i>Muraenolepididae</i> , other than Alaska Pollack (<i>Theragra chalcogramma</i>):
	110	2	1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの） －すり身	10%	6%		4.2%	KG	1 Tara (<i>Gadus spp.</i> , <i>Theragra spp.</i> and <i>Merluccius spp.</i>): Surimi
	190	5	－その他のもの					KG	Other
	200	1	2 その他のもの	5%	3.5%	×無税 Free		KG	2 Other
03.06			甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）						Crustaceans, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked crustaceans, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; crustaceans, in shell, cooked by steaming or by boiling in water, whether or not chilled, frozen, dried, salted or in brine; flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption:
			冷凍したもの						Frozen:
			いせえびその他のいせえび科のえび（バリヌルス属、パヌリルス属又はヤス属のもの）						Rock lobster and other sea crawfish (<i>Palinurus spp.</i> , <i>Panulirus spp.</i> , <i>Jasus spp.</i>):
	0306.11		1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% ×無税 Free		KG	1 Smoked
		200	4 2 その他のもの	4%	1%	×無税 Free		KG	2 Other
	0306.12		ロブスター（ホマルス属のもの）						Lobsters (<i>Homarus spp.</i>):
		100	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% ×無税 Free		KG	1 Smoked
		200	3 2 その他のもの	4%	1%	×無税 Free		KG	2 Other
	0306.14		かに						Crabs:
		100	6 1 くん製したもの	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free		KG	1 Smoked
			2 その他のもの	6%	4%	×無税 Free			2 Other:
	010	0	－たらばがに					KG	King crabs (<i>Paralithodes spp.</i>)
	020	3	－ずわいがに					KG	Snow crabs (<i>Chionoecetes spp.</i>)
	030	6	－がざみ					KG	Swimming crabs (<i>Portunus spp.</i>)
	040	2	－けがに					KG	Horsehair crabs
	090	3	－その他のもの					KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
0306.15			ノルウェーロブスター(ネフロブ ス・ノルヴェギクス)						Norway lobsters (<i>Nephrops norvegicus</i>):
	100	5	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
	200	0	2 その他のもの	4%	2%	× 無税 Free		KG	2 Other
0306.16			コールドウォーターシュリンプ及 びコールドウォーターブローン (クランゴン・クランゴン及びバ ンダルス属のもの)						Cold-water shrimps and prawns (<i>Pandalus</i> <i>spp.</i> , <i>Crangon crangon</i>):
(0306.16)	100	4	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
	200	6	2 その他のもの	4%	1%	× 無税 Free		KG	2 Other
0306.17			その他のシュリンプ及びブローン						Other shrimps and prawns:
	100	3	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
	200	5	2 その他のもの	4%	1%	× 無税 Free		KG	2 Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.07			軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）						Molluscs, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked molluscs, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; flours, meals and pellets of molluscs, fit for human consumption:
0307.41			生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%					Live, fresh or chilled:
	010	6	－もんごういか（セビア・オフィキナリス）		3.5%	×無税 Free		KG	Mongo ika (<i>Sepia officinalis</i>)
	090	2	－その他のもの		5%			KG	Other
0307.49			その他のもの						Other:
			1 冷凍したもの	10%					1 Frozen:
	110	0	－もんごういか（セビア・オフィキナリス）		3.5%	×無税 Free		KG	Mongo ika (<i>Sepia officinalis</i>)
	120	3	－あかい（オムマストリフェス・バルトラミ）		(5%)		3.5%	KG	Neon flying squid (<i>Ommastrephes bartramii</i>)
	190	3	－その他のもの		(5%)		3.5%	KG	Other
	500	5	2 くん製したもの	9.6%	6.7%	×無税 Free		KG	2 Smoked
			3 その他のもの	15%					3 Other:
	210	2	－もんごういか（セビア・オフィキナリス）			×無税 Free		KG	Mongo ika (<i>Sepia officinalis</i>)
	290	5	－その他のもの					KG	Other
			たこ（オクトプス属のもの）						Octopus (<i>Octopus spp.</i>):
0307.51	000	0	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%	7%	5% ×無税 Free		KG	Live, fresh or chilled
0307.59			その他のもの						Other:
	100	1	1 冷凍したもの	10%	7%	5% ×無税 Free		KG	1 Frozen
	500	2	2 くん製したもの	9.6%	6.7%	6.4% ×無税 Free		KG	2 Smoked
	200	3	3 その他のもの	15%	10%	×無税 Free		KG	3 Other

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

Chapter 16 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates

注

- 1 この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。
- 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

Notes.

1. This Chapter does not cover meat, meat offal, fish, crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates, prepared or preserved by the processes specified in Chapter 2 or 3 or heading 05.04.
2. Food preparations fall in this Chapter provided that they contain more than 20% by weight of sausage, meat, meat offal, blood, fish or crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates, or any combination thereof. In cases where the preparation contains two or more of the products mentioned above, it is classified in the heading of Chapter 16 corresponding to the component or components which predominate by weight. These provisions do not apply to the stuffed products of heading 19.02 or to the preparations of heading 21.03 or 21.04.

号注 (省略)

Subheading Notes. (省略)

備考 (省略)

Additional Note. (省略)

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
16.04			魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物						Prepared or preserved fish; caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs:
			魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）						Fish, whole or in pieces, but not minced:
1604.11			さけ	9.6%	(9.6%)	×無税 Free			Salmon:
	010	4	－気密容器入りのもの以外のもの			7.2%		KG	Other than in airtight containers
	090	0	－その他のもの					KG	Other
1604.12	000	0	にしん	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free		KG	Herrings
1604.13			いわし	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free			Sardines, sardinella and brisling or sprats:
	010	2	－気密容器入りのもの					KG	In airtight containers
	090	5	－その他のもの					KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
1604.14			まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	9.6%	(9.6%)	× 無税 Free			Tunas, skipjack and bonito (<i>Sarda spp.</i>):
	010	1	－かつお（気密容器入りのものに限る。）			6.4%		KG	Skipjack and other bonito, in airtight containers
			－その他のもの			7.2%			Other:
	091	5	－かつお節					KG	Skipjack and other bonito, boiled and dried
	092	6	－まぐろ（気密容器入りのものに限る。）					KG	Tunas, in airtight containers
	099	6	－その他のもの					KG	Other
1604.15	000	4	さば	9.6%	(9.6%)	7.2% × 無税 Free		KG	Mackerel
1604.16	000	3	かたくちいわし	9.6%	(9.6%)	7.2% × 無税 Free		KG	Anchovies
1604.17	000	2	うなぎ	9.6%	(9.6%)	7.2% × 無税 Free		KG	Eels
1604.19			その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2% × 無税 Free			Other:
	020	6	－節類					KG	Boiled and dried fish
	090	6	－その他のもの					KG	Other
16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）						Crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates, prepared or preserved:
1605.10			かに						Crab:
	010	3	1 気密容器入りのもの	6.5%	5%	× 無税 Free		KG	1 In airtight containers
			2 その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2% × 無税 Free			2 Other:
	021	0	－米を含むもの					KG	Containing rice
	029	1	－その他のもの					KG	Other
			軟体動物						Molluscs:
1605.54			いか	15%	10.5%	× 無税 Free			Cuttle fish and squid:
			－気密容器入りのもの			9%			In airtight containers:
	011	2	－米を含むもの					KG	Containing rice
	019	3	－その他のもの					KG	Other
			－その他のもの						Other:
	091	5	－米を含むもの					KG	Containing rice
	099	6	－その他のもの					KG	Other
1605.55			たこ	9.6%	(9.6%)	7.2% × 無税 Free			Octopus:
	010	0	－気密容器入りのもの					KG	In airtight containers
	090	3	－その他のもの					KG	Other

平成28年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

解答・解説

〈H28年度 通関実務 解答＆難易度〉

《配点》

輸出申告書（選択式・計算式）	第 1 問	5 点
輸入申告書（選択式・計算式）	第 2 問	15点
選択式	第 3 問～第 7 問（各 2 点）	10点
計算式	第 8 問～第12問（各 2 点）	10点
択一式	第13問～第17問（各 1 点）	5 点
合計		45点

【輸出申告書】 5 点

問	正 解	ランク
第 1 問	(a) ⑪	A
	(b) ①	
	(c) ⑧	
	(d) ⑤	
	(e) ⑦	

【輸入申告書】 15点

問	正 解	ランク
第 2 問	(a) ⑮	C
	(b) ①	
	(c) ④	
	(d) ⑧	
	(e) ⑫	
	(f) 2369700 又は 2356200	
	(g) 1900000 又は 1890000	
	(h) 0292800 又は 0289800	
	(i) 0057300 又は 0056700	
	(j) 0189087 又は 0187897	

通関実務の「第 2 問」（輸入通関）の課税標準額の計算問題について検討した結果、2 通りの解答を導くことができるとの結論に達しました。従って、当該計算問題については 2 通りの解答を正解とすることといたします。

※税関ホームページより（平成28年11月25日）

http://www.customs.go.jp/tsukanshi/50_shiken/50shiken_kekka.htm

【選択式】 10点（2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ））

問	項 目	正 解	ランク
第3問	関税の確定及び納付	3, 5	C
第4問	関税率表上の分類	1, 3, 4	B
第5問	関税率表解釈通則	1, 2, 5	A
第6問	特惠関税制度	1, 2, 3	B
第7問	オーストラリア協定	1, 2	C

【計算式】 10点（2点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第8問	関税額の計算	0185500	A
第9問	関税額の計算	0247800	A
第10問	課税価格の計算	2068000	A
第11問	課税価格の計算	1625000	B
第12問	課税価格の計算	2460000	A

【択一式】 5点（1点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第13問	輸出通関	4	A
第14問	輸入通関	2	B
第15問	関税率表上の分類	3	A
第16問	関税率表上の分類	2	A
第17問	モンゴル協定	0	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式・計算式】

第1問 正解 (a)－⑪ (b)－① (c)－⑧ (d)－⑤ (e)－⑦

1 為替レート

平成28. 9. 11～平成28. 9. 17までのレートを適用し、\$ 1 = ¥103.00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(7)までの番号を付する。

(1) 編物製カーディガン（羊毛50%，人造繊維50%）：6110300000

羊毛と人造繊維の重量の割合が50%ずつであるので、通則3(c)により上記の番号に属する。

(2) 編物製カーディガン（羊毛30%，カシミア毛25%，人造繊維45%）：6110110005

羊毛とカシミア毛の重量の割合の合計が55%であるので、通則3(b)により61.10項のうち、一段落ち「羊毛製又は織獣毛製のもの」に分類し、そのうち羊毛の割合が高いので、上記の番号に属する。

(3) 編物製カーディガン（亜麻繊維100%）：6110900003

(4) 織物製スカート（羊毛50%，綿30%，合成繊維20%）：6204510001

羊毛が最も重量の割合が高く、重要な構成要素であるので、通則3(b)により上記の番号に属する。

(5) 織物製スカート（羊毛25%，織獣毛25%，合成繊維40%，綿10%）：6204510001

羊毛と織獣毛の重量の割合の合計が50%であるので、通則3(b)により、62.04項のスカートのうち、二段落ち「羊毛製又は織獣毛製のもの」に分類する。

(6) 織物製スカート（絹100%）：6204590000

(7) 織物製カーテン（綿50%，合成繊維50%）：6303920000

63.03項の一段落ち「その他のもの」のうち、綿と合成繊維の重量の割合が50%ずつであるので、通則3(c)により上記の番号に属する。

※ 価格について

仕入書上、各貨物の価格は本船甲板渡し価格（F O B）となっている。

$200,000 \text{円} \div 103 = \$1,941.74\cdots$ 以下の貨物は20万円以下となる。

貨物(4)と(5)は品目番号が同一となるので、問題文より一欄にまとめる。

貨物(3)及び(7)については、品目番号が異なるが、20万円以下となるので、問題文の指示により一括し、これらのうち価格が最大の貨物(3)の統計品目番号で一括させ、10桁目は「X」とする。

- (a)－貨物(6) →⑪
- (b)－貨物(2) →①
- (c)－貨物(4), (5) →⑧
- (d)－貨物(1) →⑤
- (e)－貨物(3) (7) ((3) で代表) →⑦

第2問 正解 (a)－⑮ (b)－① (c)－④ (d)－⑧ (e)－⑫
 (f)－2369700 又は 2356200 (g)－1900000 又は 1890000
 (h)－0292800 又は 0289800 (i)－0057300 又は 0056700
 (j)－0189087 又は 0187897

1 為替レート

平成28. 9. 18～平成28. 9. 24までのレートを適用し, US\$ 1 = ¥105. 00となる。

2 統計品目番号は, 次のようになる。仕入書上に記載はないが, 解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

(1) 皮をむき頭を取り除いた冷凍のえび（寿司ネタ用で調製していないパンドルス属のもの）：0306162006

冷凍した甲殻類で, 調製していないものであるので, 03. 06項に属する。パンドルス属という学名と, くん製していないことから上記の番号に分類する。

(2) 冷凍したコッドのフィレ（ガドゥスマクロケファルス）：0304710000

(3) 冷凍し調製したあじのフライ（パン粉で調製したあじの開き）：1604190906

調製した魚で, あじが最大重量を占めており, その含有量が全重量の20%を超えているので, 16類注2により16類に分類する。

(4) 冷凍したいか（寿司ネタ用で調製していないロリゴ属のもの）：0307491903

冷凍した軟体動物で, 調製していないものであるので, 03. 07項に属する。ロリゴ属という学名から上記の番号に分類する。

(5) 水煮をし調製した冷凍のたこ（気密容器入りでないもの）：1605550903

(6) 水煮をした殻付きの冷凍のかに（がざみ）：0306140306

3 申告価格等

本問では, 輸入者（買手）と輸出者（売手）の間で水産物の委託加工貿易が結ばれ, 本邦の輸入者（買手）から水産物を輸出者（売手）に無償で提供し, 輸出者（売手）が水産物加工品に加工して輸入者（買手）にあてて送っている。仕入書に記載されている価格は水産物の加工費用及び加工により得られた水産物加工品に係る本邦までの運賃, 保険料その他運送に関連する費用である。

無償で提供された水産物（原料）の費用について、加算をする必要がある。問題文 9 の表に各品目の水産物（原料）の原料単価は表示されているが、重量は表示されていない。そこで、平均歩留まり率を用いて原料の重量を計算する必要がある。

平均歩留まり率は以下の式で計算できる。

平均歩留まり率＝加工品の重量/原料の重量

これは、**原料の重量＝加工品の重量÷平均歩留まり率**と置き換えられる。

原料の重量を X とし、以下、仕入書上の各品目について計算する。

- (1) $X = 35\text{kg} \div 0.35 \text{ (35\%)} \rightarrow X = 100\text{kg}$
 $\rightarrow \$8.5 \times 100\text{kg} = \850 を加算。
 $\rightarrow \$87.5 + \$850 = \$937.5$
- (2) $X = 1,000\text{kg} \div 0.4 \text{ (40\%)} \rightarrow X = 2,500\text{kg}$
 $\rightarrow \$6 \times 2,500\text{kg} = \$15,000$ を加算。
 $\rightarrow \$3,000 + \$15,000 = \$18,000$
- (3) $X = 84\text{kg} \div 0.42 \text{ (42\%)} \rightarrow X = 200\text{kg}$
 $\rightarrow \$3 \times 200\text{kg} = \600 を加算。
 $\rightarrow \$252 + \$600 = \$852$
- (4) $X = 60\text{kg} \div 0.4 \text{ (40\%)} \rightarrow X = 150\text{kg}$
 $\rightarrow \$2.8 \times 150\text{kg} = \420 を加算。
 $\rightarrow \$120 + \$420 = \$540$
- (5) $X = 1,350\text{kg} \div 0.45 \text{ (45\%)} \rightarrow X = 3,000\text{kg}$
 $\rightarrow \$6.4 \times 3,000\text{kg} = \$19,200$ を加算。
 $\rightarrow \$3,240 + \$19,200 = \$22,440$
- (6) $X = 300\text{kg} \div 0.25 \text{ (25\%)} \rightarrow X = 1,200\text{kg}$
 $\rightarrow \$1.5 \times 1,200\text{kg} = \$1,800$ を加算。
 $\rightarrow \$960 + \$1,800 = \$2,760$

加工作業を指導するための技術者派遣費用については、輸入貨物の製造に係る費用であるので、**加算する**。

以下、各欄ごとの貨物の価格は、次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{(f) } \cdots \text{貨物(5)} : & (\$22,440 \times \yen105) + (\yen10 \times 1,350\text{kg}) \\ & = \yen2,369,700 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(g) } \cdots \text{貨物(2)} : & (\$18,000 \times \yen105) + (\yen10 \times 1,000\text{kg}) \\ & = \yen1,900,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(h)} \cdots \text{貨物(6)} : & (\$ 2,760 \times \yen 105) + (\yen 10 \times 300\text{kg}) \\ & = \yen 292,800 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(i)} \cdots \text{貨物(4)} : & (\$ 540 \times 105) + (\yen 10 \times 60\text{kg}) \\ & = \yen 57,300 \end{aligned}$$

※ (4)は20万円以下となるが、輸入割当品目に該当するため、一括することができない。

$$\begin{aligned} \text{(j)} \cdots \text{貨物(1), (3)} : & \$ 937.5 + \$ 852 = \$ 1,789.5 \\ & \text{重量の合計は, } 35\text{kg} + 84\text{kg} = 119\text{kg} \\ & (\$ 1,789.5 \times \yen 105) + (\yen 10 \times 119\text{kg}) \\ & = \yen 189,087.5 \rightarrow \yen 189,087 \end{aligned}$$

※ (1)は1%（協定）、(3)は9.6%（基本）であり、税率の高い(3)の番号で一括し、10桁目を「X」とする。

★ なお、加工作業を指導するための技術者派遣費用については、加算しない場合も正解となった（H28.11.25合格発表より）。

加算しない場合の課税価格は以下の通りとなる。

$$\text{(f)} \cdots \text{貨物(5)} : \$ 22,440 \times \yen 105 = \yen 2,356,200$$

$$\text{(g)} \cdots \text{貨物(2)} : \$ 18,000 \times \yen 105 = \yen 1,890,000$$

$$\text{(h)} \cdots \text{貨物(6)} : \$ 2,760 \times \yen 105 = \yen 289,800$$

$$\text{(i)} \cdots \text{貨物(4)} : \$ 540 \times \yen 105 = \yen 56,700$$

※ (4)は20万円以下となるが、輸入割当品目に該当するため、一括することができない。

$$\begin{aligned} \text{(j)} \cdots \text{貨物(1), (3)} : & \$ 937.5 + \$ 852 = \$ 1,789.5 \\ & \$ 1,789.5 \times \yen 105 = \yen 187,897.5 \rightarrow \yen 187,897 \end{aligned}$$

【選択式】

第3問 正解 3, 5

- 1 × 延滞税の計算の基礎となる関税が、重加算税が課されたものである場合に該当するときに、延滞税の期間計算の特例の適用を受けることができる旨の規定はない。
- 2 × 本邦と外国の間を往来する航空機に積まれていた外国貨物である機用品で、当該航空機で外国貨物として使用しないこととなったものを輸入する場合の当該機用品に対する関税の額は、賦課課税方式によって確定する（関税法6条の2第2号、施行令3条2項3号）。
- 3 ○ 申告納税方式が適用される郵便物を輸入しようとする者は、当該郵便物に課される関税が無税であっても、税関長に対し、当該郵便物に対する関税の納付に関する申告を行わなければならない（6条の2第1号）。
- 4 × 外国の通貨は、関税の担保として税関長に提供することはできない。担保として税関長に提供できるのは、強制通用力を有する本邦通貨のみであり、ドルその他の外国通貨を含まない（9条の6第1項、国税通則法50条7号、関税法基本通達9の6-1(6)、9の4-1(1)）。
- 5 ○ 先にした修正申告により納付すべき税額に不足額がある場合には、当該修正申告について更正があるまでは、当該修正申告に係る課税標準又は納付すべき税額を修正する申告をすることができる（関税法7条の14第1項1号）。

第4問 正解 1, 3, 4

- 1 ○ 水煮し、冷凍した粒状のスイートコーンは、07.10項の規定により07.10項に属する。
- 2 × 天日乾燥した後に、11.02項に定める穀粉の形状にしたスイートコーンは、7類注3(b)の規定に該当し、07.12項には属さない。
- 3 ○ 凍結乾燥した全形のスイートコーンは、第1部注2の規定により、07.12項に属する。
- 4 ○ 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは、その他の加工穀物として11.04項に属する。
- 5 × そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは、07.11項の規定により07.11項には属さない。

第5問 正解 1, 2, 5

クリーンルーム清掃用の綿棒（長さ13cm、直径3mm）で、ポリプロピレン製の柄（第39類）の一方の端に二層のポリエステル製編物が熱圧着により取り付けされているものを、紡織用繊維の編物の製品として6307.90号に分類した。

本品は**項の規定**に従って決定しており、**通則1を適用**する。

また、ポリプロピレン製の柄（第39類）と紡織用繊維（63類）を比較し、重要な特性を与えているのは紡織用繊維と判断しているのは、**通則3(b)を適用**している。

さらに、**号の規定**の決定に当たり、通則3(b)を準用することとなるので、**通則6も適用**している。

したがって、解答は1, 2, 5となる。

第6問 正解 1, 2, 3

- 1 ○ 特恵受益国ではないA国において生まれ、かつ、生育した鳥が特恵受益国であるB国において産卵した卵は、**B国の原産品**である（暫定措置法施行規則8条4号）。
- 2 ○ 特恵受益国であるB国の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された魚は、**B国の原産品**である（8条6号）。
- 3 ○ 関税率表第61類から第63類までに該当する衣類が原産品であるか否かを決定するに当たり、衣類の生産に使用された原料又は材料であって同表第50類から第63類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、**考慮しない**（9条、別表備考5）。
- 4 × 特恵受益国ではないA国において生産されたオレンジジュースであって、特恵受益国であるB国において瓶詰めされたものはB国の原産品とはならない（暫定措置法施行令26条1項2号、施行規則9条ただし書き）。**単なる瓶詰めは実質的変更から除かれる**。
- 5 × 特恵受益国であるB国において、本邦から輸出された材料を使用して生産された物品の原産地認定に当たっては、**暫定措置法施行令別表第2に該当する物品（皮革、履物等）を除き**、当該材料をB国の原材料とみなす（暫定措置法施行令26条2項）。

第7問 正解 1, 2

- 1 ○ オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるため、輸出者、生産者若しくは輸入者自ら作成するオーストラリア協定原産品申告書又は原産地の税関その他の官公署若しくは商業会議所が発給した締約国原産地証明書のいずれかを税関長に提出することができる（関税法施行令61条1項イ(1)(2)）。
- 2 ○ 課税価格の総額が20万円以下の貨物については、オーストラリア協定に基づく締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書及び運送要件証明書のいずれも税関長に提出する必要はない（61条1項イ）。
- 3 × オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する場合は、税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出しなければならない（61条1項2号イ(2)）。
- 4 × オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために、税関より、オーストラリア原産品であるとの事前照会に対する文書回答の送付を受けた場合において、オーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出しなくてよい旨の規定はない。
- 5 × オーストラリア協定原産品申告書を作成した輸入者は、当該原産品申告書とその作成した日から5年間保存しなければならない（オーストラリア協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律4条1項）。

第8問 正解 0185500

当初申告に係る（修正申告前の）関税額

貨物A 99,000円（千円未満切り捨て） $\times 9.6\% = 9,504$ 円

貨物B 1,288,000円（千円未満切り捨て） $\times 13.4\% = 172,592$ 円

$A + B = 9,504$ 円 $+ 172,592$ 円 $= 182,096$ 円

→182,000円（百円未満切捨て）

修正申告書に記載する（修正申告後の）関税額

貨物A 255,000円（千円未満切り捨て） $\times 10.5\% = 26,775$ 円

貨物B 1,432,000円（千円未満切り捨て） $\times 23.8\% = 340,816$ 円

$A + B = 26,775$ 円 $+ 340,816$ 円 $= 367,591$

→367,500円（百円未満切捨て）

$367,500$ 円 $- 182,000$ 円 $= 185,500$ 円

第9問 正解 0247800

総保入承認を受けた貨物で、輸入申告がされた後輸入許可前引取承認がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、輸入許可前引取承認の日の法令を適用する（関税法5条2号）。

本問においては、**法令の改正（4/1）より前に輸入許可前引取承認を受けており（3/28）**、上記には該当せず、原則通り、**輸入申告の日の法令（85.7%又は60.90円/kgのうちいずれか高い税率）を適用する。**

(1) $289,000$ 円（千円未満切捨て） $\times 85.7\% = 247,673$ 円

→247,600円（百円未満切捨て）

(2) $4,070\text{kg} \times 60.9\text{円/kg} = 247,863$ 円

→247,800円（百円未満切捨て）

高いほうの

247,800円が解答となる。

第10問 正解 2068000

- 1 契約価格（C I F 価格）（1， 2 イ， ロ）
870円/リットル×1,300リットル＝1,131,000円を課税価格の計算の基礎とする。
- 2 MがXに無償提供した容器の費用（2ハ， 3）……算入する（832,000円を加算）
100リットルごとに鉄鋼製の容器に収納するので、13,000リットル÷100リットル＝13個の容器が必要となる。
1個64,000円×13個＝832,000円を加算する。
- 3 MがXに提供した容器の運賃（3）……算入する（5,000円を加算）
- 4 Mが支払った海上保険料（4）……算入する（100,000円を加算）
- 5 輸入港到着後の保税蔵置場の保管料（5）……算入しない

以上より、課税価格は次のようになる。

$$\begin{aligned} &1,131,000\text{円} + 832,000\text{円} + 5,000\text{円} + 100,000\text{円} \\ &= 2,068,000\text{円} \end{aligned}$$

第11問 正解 1625000

- 1 同種又は類似の貨物に係る取引価格の適用の優先順位について（2イ， ロ， ハ， ニ）
同種が類似に優先し、同種どうしでは生産者が同一のものが優先する。それでも競合する取引価格が2以上あるときは、それらのうち最小のものが優先する。よって、2のイ， ロ， ハ， ニのうち、イの価格により課税価格を計算する。
4,000円/脚×400脚＝1,600,000円を課税価格の計算の基礎とする。
- 2 Xが支払った保険料（3）……算入する（25,000円を加算）
50,000円を保険会社に支払ったが、貨物について損害がなかったことで25,000円が払い戻され、実際に支払った額は25,000円である。

以上より、課税価格は次のようになる。

$$1,600,000\text{円} + 25,000\text{円} = 1,625,000\text{円}$$

第12問 正解 2460000

1 契約価格（C I F 価格）（1，2）

$1,800\text{円}/\text{個} \times 1,000\text{個} = 1,800,000\text{円}$ を課税価格の計算の基礎とする。

2 特許権の使用許諾の一時金（3）……算入する（160,000円を加算）

特許権の使用許諾の一時金800,000円は契約した5,000個に係るものであり、
 $800,000\text{円} \times 1,000\text{個} / 5,000\text{個} = 160,000\text{円}$ を加算する。

3 置時計の特許権使用料（3）……算入しない

特許権使用料はすでに契約価格に含まれており、算入しない。

4 贈答用の特殊な飾り付け（4）……算入する（500,000円を加算）

$500\text{円} \times 1,000\text{個} = 500,000\text{円}$ を加算する。

以上より、課税価格は次のようになる。

$1,800,000\text{円} + 160,000\text{円} + 500,000\text{円} = 2,460,000\text{円}$

【択一式】

第13問 正解 4

- 1 × 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合には、「船名・数量等変更申請書」に輸出許可書を添付し、税関長に提出する（関税法基本通達67-1-13）。
- 2 × 保税地域に置かれた外国貨物に関税法40条（貨物の取扱い）の規定により簡単な加工を施したとしても、輸入とはみなされず、外国貨物のままであり、保税地域に置いたまま積戻しを行うことができる（関税法2条3項かつこ書）
- 3 × 貨物の価格が1万円以下のものであっても、輸出する場合には輸出申告が必要である（67条）。
- 4 ○ 特定輸出申告に係る貨物については、保税地域に入れることなく輸出の許可を受けることができる（67条の3第1項）。
- 5 × 仮に陸揚げされた貨物を外国に送り出す場合であっても、外国為替及び外国貿易法48条1項（輸出の許可）の規定により経済産業大臣の許可を受けなければならないものについては、関税法70条（証明又は確認）の規定が適用される。

第14問 正解 2

- 1 × 不当廉売関税が課される貨物については、別表の税率による**関税のほか**、課される（定率法8条1項）。
- 2 ○ 修正申告書が郵便又は信書便により税関長に提出された場合に、その郵便物又は信書便物の通信日付印が明瞭に表示されているときは、**当該通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなされる**（関税法6条の3、国税通則法22条）。
- 3 × 保税工場における保税作業に外国貨物と内国貨物とを使用した場合において、これによってできた製品は**外国貨物とみなされる**ので、これを本邦に引き取るときは**輸入申告を要する**（59条1項）。
- 4 × 特惠関税の適用を受ける貨物を輸入しようとする者が、輸入申告を行う場合、**仕入書の提出は義務ではなく**、税関長が輸入の許可の判断のため必要があると認めた場合に提出を求められることがある（68条）。また、原産地証明書は、輸入申告の際だけではなく、蔵入承認申請の際に提出する場合もある。
- 5 × 課税標準となるべき価格が20万円以下の郵便物を輸入しようとする者が、関税法76条3項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により当該郵便物を税関長に提示した後に、輸入申告を行うことができない旨の**規定はない**。

第15問 正解 3

- 1 × 生鮮の豚肉を挽いて、他の成分を加えずに羊の腸（ケーシング）に詰めたものは、**生鮮のもので他の成分を加えていないので2類**に属する。
- 2 × 骨を除いた鶏肉を切り刻むことなくソーセージの形に成形し、加熱調理をしても、**ソーセージには該当しない**。ソーセージとは、肉若しくはくず肉（腸及び胃を含む。）を切り刻んだもの若しくはひき肉としたもの又は血を腸、胃、ぼうこう、スキンその他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めた調製品をいう。
- 3 ○ 全重量に対し**牛肉が20%を超える**ミートボールを加熱調理したものは、**16.02項に属する**（16類注2）。
- 4 × 全重量に対し、豚肉20%、牛肉25%等を詰めた**餃子**は、**詰め物をしたパスタ**であり、**19類**に属する。
- 5 × 全重量に対しすけそうだらのすり身60%等を、羊の腸（ケーシング）に詰めたものは、肉を詰めていないので**ソーセージではなく**、**16.01項に属さない**。

第16問 正解 2

5109.10号の規定は、「羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の85%以上のもの」となっている。羊毛と繊獣毛の重量が合計で85%以上であれば、この号に属する。

- 1 該当する 羊毛と繊獣毛の重量の合計が100%となり、該当する。
- 2 該当しない 羊毛と繊獣毛の重量の合計が85%に満たないので該当しない。
- 3 該当する 羊毛と繊獣毛の重量の合計が85%となり、該当する
- 4 該当する 羊毛と繊獣毛の重量の合計が85%となり、該当する。
- 5 該当する 羊毛と繊獣毛の重量の合計が90%となり、該当する。

第17問 正解 0

- 1 × モンゴル協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする者が、モンゴル協定に基づく原産品である旨を記載し、かつ、輸出国の権限ある機関によって認定された輸出者が署名した仕入書による原産地申告を税関長に行うことができる旨の規定はない。
- 2 × モンゴル協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならない（関税法施行令61条3項）。
- 3 × モンゴルから第三国を経由して本邦に向けて運送されたモンゴル協定に基づく原産品とされる貨物については、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかった場合のほか、**博覧会等への出品のため第三国に輸出された物品の場合にも**、当該協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けることができる（61条1項2号ロ(2)）。
- 4 × モンゴル協定に基づく締約国原産地証明書は、関税法43条の3第1項（外国貨物を置くことの承認）の申請を行う場合には、その際に**提出を要する**（61条3項）。
- 5 × 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取ろうとする貨物に係るモンゴル協定に基づく締約国原産地証明書は、**その申告又は審査後相当と認められる期間内に提出しなければならない**（61条4項）。